

## 注意!! 簡易生命保険の契約者様へ

(2007年10月以前に契約された方)

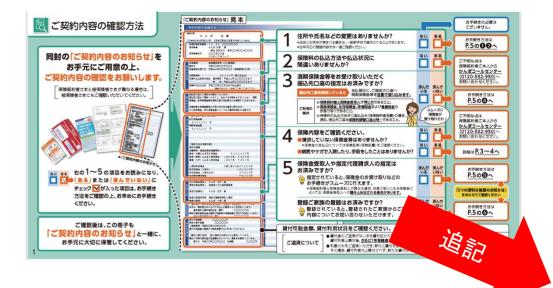
## あなたの保険の受取人はご健在ですか?

契約内容をご確認いただき、受取人が既に死亡されている場合は、新たな受取人を指定してください。

- ●受取人が指定されていない場合や受取人が既に死亡されている場合には、保険金が受け取れない場合があります。
- ●ひ孫、甥姪は、法定相続人であっても、受取人として指定されていなければ、保険金を受け取ることができない場合があります。

## ご契約ハンドブックP2の5に、以下の①②どちらかの追記をお願いしたいと思います。







○07年10月以前に契約された方は、別紙「 注意!!簡易生命保険の契約者様へ」をご確認ください





「2つの便利な制度のお知らせ」と 「注意!!簡易生命保険の契約者様へ」 をあわせてご確認ください